

第 1 回研究会における主な御意見（要約版）
（「給付基礎日額」及び「社会復帰促進等事業」関係）

【給付基礎日額】

- 給付基礎日額について、原則として、労働基準法の平均賃金を用いているが、この考え方を整理するというのも意義があるのではないか。

【社会復帰促進等事業】

- 特別支給一時金は、所得保障として重要な役割を担っているにもかかわらず、保険給付と比較し、その具体的内容が法律上具体的に定められておらず、法的に不安定な状態。また、不服申立ての対象（処分性）の点でも不安定なところがある。
給付として法定化するというのも考えられてよいのではないか。
- リハビリテーションも、給付として考える余地があるのではないか。
- 保険給付と社復事業の役割分担というところも含め考えていく必要があるのではないか。